第 1 章 環境基準等

1 公共用水域

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、工場・事業場等からの排出水の許容限度ではなく、環境保全上の目標値として、工場排水、工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備等の公共事業等の諸施策を総合的に推進することによって維持・達成すべきものであり、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられている。「人の健康の保護に関する環境基準」は、河川、湖沼を問わず、すべての公共用水域に一律に適用されているが、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川・湖沼の別に水利用目的の適応性によって類型を設け段階的に定められている。(表 1-1、表 1-2)

当該環境基準は、昭和 45 年 4 月 21 日に閣議決定され、昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号で公示された。その後、以下のとおり、項目の追加や分析技術の進歩等に伴う基準値の改正 等が行われた。

- ・昭和57年12月25日付け環境庁告示第140号 湖沼に係る窒素・りんの環境基準が設定された。
- ・平成5年3月8日付け環境庁告示第16号 「人の健康の保護に関する環境基準」に有機塩素系化合物や農薬等の15項目が追加され、 有機りんが削除されるとともに鉛とひ素の基準値が変更された。
- ・平成11年2月22日付け環境庁告示第14号 「人の健康の保護に関する環境基準」に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が追加された。
- ・平成15年11月5日付け環境省告示第123号 「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその 生息又は生育環境を保全する観点から亜鉛の環境基準値が設定された。
- ・平成21年11月30日付け環境省告示第78号
 「人の健康の保護に関する環境基準」として、1,4-ジオキサンが追加され、1,1-ジクロロエチレンについては基準値が変更された。
- ・平成23年10月27日付け環境省告示第94号 「人の健康の保護に関する環境基準」について、カドミウムの基準値が変更された。
- ・平成24年8月22日付け環境省告示第127号 「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその 生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールの環境基準値が設定された。
- ・平成25年3月27日付け環境省告示第30号 「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその 生息又は生育環境を保全する観点から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) の環境基準値が設定された。
- ・平成26年11月17日付け環境省告示第126号 「人の健康の保護に関する環境基準」について、トリクロロエチレンの基準値が変更された。

(2) その他の基準

ア 要監視項目

環境基準の他に、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、知見の集積に努め推移を把握していく項目について、「要監視項目」と位置づけ、指針値が定められている。(表1-3)

イ 公共用水域等における農薬の水質評価指針

空中散布農薬等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目となっていないもののうちから、その使用量や公共用水域での検出状況等を勘案して選定され、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安として、指針値が定められている。(表1-4)

表1-1 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改正:平成26年11月17日)

(咱们40午12月20日 垛苑)	1 日か労りょり、以正・十	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>
項目	基 準 値	┃ ┃ 備 考
カドミウム	0.003mg/l以下	Vifi ¹ √¬
全シアン	検出されないこと。	1 基準値は年間平均値とす
鉛	0.01mg/0以下	る。ただし、全シアンに係 る基準値については最高値
六価クロム	0.05mg/l以下	とする。
ひ素	0.01mg/0以下	
総水銀	0.0005mg/0以下	2 「検出されないこと」と は、Ⅱ-18ページの測定方
アルキル水銀	検出されないこと。	法の欄に掲げる方法により
РСВ	検出されないこと。	測定した場合において、そ の結果がⅡ-18ページの報
ジクロロメタン	0.02mg/0以下	告下限値を下回ることをい
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	う。
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/0 以下	窒素の濃度は、Ⅱ-18ペー
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/0以下	ジの測定方法により測定されたが歌くさいの濃度に増
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/0 以下	れた硝酸イオンの濃度に換 算係数0.2259を乗じたもの
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	と、亜硝酸イオンの濃度に
トリクロロエチレン	0.01mg/0以下	換算係数0.3045を乗じたも のの和とする。
テトラクロロエチレン	0.01mg/0以下	0000141 C 9 50
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	
チウラム	0.006mg/l 以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/0以下	
ベンゼン	0.01mg/0以下	
セレン	0.01mg/0以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	1
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	1
ほう素	1 mg/0 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	

表1-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く)

r

【項目				基準値			
	利用目的 の適応性	水素イオン 濃 度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	該当 水域
類型		(pH)	(BOD)	(SS)	(DO)		
AA	水 道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/0 以上	50MPN/ 100ml以下	水域
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及 び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ll 以下	25mg/0 以下	7.5mg/0 以上	1,000MPN/ 100ml以下	類型 ごに指 定す
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及 び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	る水 域
С	水 産 3 級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	_	
D	工業用水2級 農 業 用 水 及 び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/0 以下	2 mg/l 以上	_	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	_	
(共 · 土)	測定方法	規格12.1	規格21	付表8	規格32	最確数による 定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ・・・・・のように連続した4段階(試料量が0.1mℓ以下の場合は 1mℓに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス 発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mℓ中の 最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多 数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性と なるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時 間以内に試験する。
- (注) 1 表中、規格とは、JISK0102をいう。
 - 2 表中、付表8とは、昭和46年環境省告示第59号付表8をいう。
 - 3 (1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 - (2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3)水 産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の

水産生物用

水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(4) 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

(5)環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目			基準値		該当
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/Q以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/Q以下	水類ごに指
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/Q以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/Q以下	定す
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/Q以下	0.002mg/0以下	0.05mg/Q以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Q以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/Q以下	
測定方法		規格53	付表11	付表12	
備 考 基準値は、年間平均値とする。 (湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目	利用目的			基準値			該当
	の適応性	水素イオン	化学的酸素要	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	水域
類型		濃度(pH)	求量(COD)	(SS)	(DO)		
AA	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1 mg/0 以下	1 mg/0 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	水類ごに指
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	5 mg/0 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m0以下	定する水域
В	水 産 3 級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5 mg/0 以下	15mg/0 以下	5 mg/l 以上	1	
С	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/0 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	_	
进 基	測定方法	規格12.1	規格17	付表8	規格32	最確数による定量法	

備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適 用しない。

(注)(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行う

もの

(3)水 産 1 級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生

物用

水 産 2 級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(4) 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの (5)環 境 保 全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目	目 利用目的の適応性 基準値					
類型	小さいは ロロン・ング南ルウィア	全窒素	全燐	_ 該当 水域		
I	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/0以下	0.005mg/Q以下	水域類型と		
П	水道 1・2・3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	に指 定す る水		
Ш	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	域		
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/Q以下			
V	水産3種・工業用水 農業用水・環境保全	1 mg/0以下	0.1mg/Q以下			
	測 定 方 法	規格45.2,45.3又は45.4	規格46.3			

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行う ものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼に ついて適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注)(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水 道 3 級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

> (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものを いう。)

(3)水 産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水 産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水 産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用

(4)環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

<u>ウ</u>						
	項目			基準 値		該当
類型	<u> </u>	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	水域
生物A		イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/Q以下	0.001mg/0以下	0.03mg/Q以下	水類ごに指
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/Q以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/Q以下	定す
生物B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/Q以下	0.002mg/0以下	0.05mg/Q以下	
生物特B		生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Q以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/Q以下	
測定方法	法		規格53	付表11	付表12	

表 1 - 3 要監視項目

ア (平成5年3月8日 環水管第21号 水質保全局長通知、改正 平成21年11月30日)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/Q以下	イプロベンホス	0.008 mg/Q以下
トランスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.04 mg/Q以下	クロルニトロフェン	- (注1)
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/Q以下	トルエン	0.6 mg/Q以下
pーシ゛クロロベンゼン	0.2 mg/l以下	キシレン	0.4 mg/Q以下
イソキサチオン	0.008 mg/Q以下	フタル 酢シ゛エチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	ニッケル	
フェニトロチオン	0.003 mg/Q以下	モリブデン	0.07 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/Q以下	アンチモン	0.02 mg/l以下
オキシン銅	0.04 mg/Q以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/Q以下
クロロタロニル	0.05 mg/Q以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/Q以下	全マンガン	0.2 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下	ウラン	0.002 mg/l以下
ジクロルボス	0.008 mg/Q以下	(以上26物質)	
フェノブカルブ	0.03 mg/Q以下		

⁽注1) クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと (<0.0001mg/Q) とする。

イ(平成15年11月5日 環水企発第031105001号、環水管発第031105001号環境省環境管理局水 環境部長通知、改正 平成25年3月27日)

東東京部長 田知、改止 平原	<u> (25年3月27日)</u>		
項目	水域	類型	指針値
		生物A	0.7 mg/Q以下
クロロホルム	河川及び湖沼	生物特A	0.006 mg/l以下
	刊川及い明伯	生物B	3 mg/0以下
		生物特B	3 mg/0以下
		生物A	0.05 mg/Q以下
フーノール	河田及っぱ細辺	生物特A	0.01 mg/l以下
フェノール	河川及び湖沼	生物B	0.08 mg/l以下
		生物特B	0.01 mg/Q以下
		生物A	1 mg/0以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物特A	1 mg/0以下
<i>ホルム) ル</i> ケモト	何川及い朝伯	生物B	1 mg/0以下
		生物特B	1 mg/0以下
		生物A	0.001 mg/Q以下
4ーtーオクチルフェノール	河川及び湖沼	生物特A	0.0007 mg/Q以下
		生物B	0.004 mg/0以下
		生物特B	0.003 mg/ℓ以下
		生物A	0.02 mg/l以下
アニリン	河川及び湖沼	生物特A	0.02 mg/Q以下
	刊川及い明伯	生物B	0.02 mg/Q以下
		生物特B	0.02 mg/l以下
		生物A	0.03 mg/ℓ以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及が洲辺	生物特A	0.003 mg/0以下
2,4- 27 u u 7 x 7 - 12	河川及び湖沼	生物B	0.03 mg/0以下
		生物特B	0.02 mg/Q以下

表1-4 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6年4月15日 環水土第86号 水質保全局長通知)

農薬名	種類		価指針値	農薬名	種類	評価	価指針値
イプ゜ロシ゛オン	殺菌剤	0.3	mg/Q以下	フ゛タミホス	除草剤	0.004	mg/Q以下
イミタ゛クロフ゜リト゛	殺虫剤	0.2	mg/Q以下	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01	mg/Q以下
エトフェンフ゜ロックス	殺虫剤	0.08	mg/Q以下	フ゜レチラクロール	除草剤	0.04	mg/Q以下
エスフ゜ロカルフ゛	除草剤		mg/Q以下	プ ロベナゾール		0.05	mg/Q以下
エテ゛ィフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006	mg/Q以下	ブロモブチド		0.04	mg/Q以下
カルハ゛リル (NAC)	殺虫剤	0.05		フルトラニル		0.2	mg/Q以下
クロルヒ゜リホス	殺虫剤	0.03	mg/Q以下	へ。ンシクロン	殺菌剤	0.04	mg/Q以下
シ゛クロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006	m ₀ / ~ ~ / \	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1	mg/Q以下
シメトリン	除草剤	0.06	mg/Q以下	ペンディメタリン		0.1	mg/Q以下
トルクロホスメチル		0.2	mg/Q以下	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01	mg/Q以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03		メフェナセット		0.009	mg/Q以下
トリシクラソ゛ール	殺菌剤	0.1	mg/Q以下	メフ゜ロニル	殺菌剤	0.1	mg/Q以下
ヒ゜リタ゛フェンチオン	殺虫剤		mg/Q以下	モリネート	除草剤	0.005	mg/Q以下
フサライト゛	殺菌剤	0. 1	mg/Q以下	(以上27農薬)	•		

2 地下水

地下水の環境基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号により示され、地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい 基準として設定された。(改正:平成24年5月23日)

表1-5 地下水水質の環境基準 (平成9年3月13日 環境庁告示第10号、改正:平成26年11月17日)

平成 9 年 3 月 1 3 日	基準値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/0以下
六価クロム	0.05mg/l以下
ひ素	0.01mg/0以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04m/0以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	1 mg/l 以下
1, 1, 2ートリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/0以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/0 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下